

## 業務再点検結果報告

部署名	水産庁資源管理部国際課
部署の業務内容	二国間、多国間に関する国際漁業交渉及び海外漁業協力

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	マスコミ、関係者の各々の関心事項に重点を置いた丁寧な説明と意見交換を図った。このような説明等により、現状、影響、対応方針についての報道が繰り返されるなど、広く国民に情報が提供され一定の成果は得られたと考えている。引き続き、これらの取組の実施状況をレビューしつつ、より分かりやすい説明等に努めていく。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの苦情、内部告発等が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例はないと認識している。苦情等については、LANの課内共通ホルダーでの情報共有を進めている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国際交渉については、相手国との関係などから必ずしもオープンにすることが適当でない面もあるが、まぐろの資源管理など国民の関心の高い事項については、問題点、影響、今後の展開について、国際機関の年次会合等の前後にマスコミ、関係者に各々の関心に重点を置いた情報提供、意見交換を行い、意見等を対応方針に反映するよう取り組んでいる。また、情報提供、意見交換のために作成した平易な資料をHP上で公表した。情報提供、意見交換を行うためのマスコミへの勉強会の開催によって、まぐろの資源管理に関する現状や対応等に関する報道が繰り返されたことから、広く国民に情報提供されるなど一定の成果は得られたと考えている。アンケートなどの能動的な意見収集の取組を強化しつつ、取組状況をレビューして、より分かりやすい情報提供、意見交換を図り、今後の対応方針に反映していく。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	海外漁場の確保のため、海外の地域において海外漁業協力を実施している。これらの協力は我が国の水産物の安定供給、我が国漁船の操業確保に資するものであり、基本的に業務の目的は合致していると考えられるが、業の振興と消費者利益が一致しているかについて常に確認していくとの問題意識をもち、施策の効率的・効果的の推進に努めている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	国際交渉や国際情報の収集に当たって、食の安全に関連する事項がある場合には迅速かつ的確な対応に努めることとする。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	